

編集顧問

矢崎義雄 (国際医療福祉大学名誉総長)
松崎益徳 (山口大学名誉教授)
島田和幸 (新小山市市民病院理事長・病院長)
相澤義房 (立川メディカルセンター研究開発部部長)

編集委員

小室一成 (東京大学大学院医学系研究科循環器内科学教授)
代田浩之 (順天堂大学保健医療学部学部長・
順天堂大学大学院医学研究科循環器内科学特任教授)
筒井裕之 (九州大学大学院医学研究科循環器内科学教授)
室原豊明 (名古屋大学大学院医学系研究科循環器内科教授)
山下武志 (心臓血管研究所長)

編集協力委員 (五十音順)

磯部光章 (日本心臓血管研究振興会附属榊原記念病院長)
伊藤 宏 (横浜市立みなと赤十字病院長)
伊藤 浩 (岡山大学大学院医学歯薬学総合研究科循環器内科教授)
伊藤正明 (三重大学大学院医学系研究科循環器・腎臓内科学教授)
井上 博 (富山大学名誉教授)
小川久雄 (熊本大学学長)
奥村 謙 (済生会熊本病院心臓血管センター(循環器内科)最高技術顧問)
尾崎行男 (藤田医科大学岡崎医療センター循環器内科教授)
尾辻 豊 (産業医科大学学長)
木原康樹 (神戸市立医療センター中央市民病院院長)
木村 剛 (京都大学大学院医学研究科循環器内科教授)
倉林正彦 (群馬大学名誉教授)
朔 啓二郎 (福岡大学学長)
下川宏明 (国際医療福祉大学大学院副学長)
砂川賢二 (循環制御システム研究機構理事)
野出孝一 (佐賀大学医学部循環器内科教授)
檜垣寛男 (南松山病院長)
平山篤志 (大阪警察病院循環器内科顧問)
湊口信也 (岐阜市民病院循環器内科特別診療顧問・心不全センター長)
山岸正和 (大阪人間科学大学副学長)
山科 章 (桐生大学・桐生大学短期大学部副学長)

広告掲載主一覧 (五十音順)

アストラゼネカ	ロケルマ懸濁用散分包	表4
南山堂	書籍	2
日本メドトロニック	医療従事者向け会員制ウェブサイト e-Thoth告知	表2
日本メドトロニック	Medtronic Academy ペースメーカートレーニング告知	表3

広告問い合わせ

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町2番30号
(株)メジカルビュー社「Heart View」広告係
Tel. 03(5228)2056
E-mail kikaku@medicalview.co.jp

今後の特集テーマ (予定)

- 6月号 画像は治療の設計図！
循環器診療に画像検査をどう活用するか
- 7月号 SHDカテーテル治療の現状を知ろう
教育から適応、治療まで
- 8月号 CLTIの足病診療の実際

年間購読お申し込み・バックナンバーご購入方法

- ・年間購読およびバックナンバーお申し込みの際は、最寄りの
医書店または小社営業部へご注文下さい。
- ・小社ホームページまたは本誌巻末の注文書でもご注文いた
けます。
ホームページでは、本誌に紹介されていないバックナンバーの
目次もご覧いただけます。

お問い合わせ・ホームページ

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町2番30号
Tel. 03(5228)2050 営業部 eigyo@medicalview.co.jp
<https://www.medicalview.co.jp>

[ハートビュー]
**Heart
View**

循環器専門医のための 2022年Vol.26 No.5
診る・識る・治す 令和4年5月9日発行

発行人 吉田富生

発行 メジカルビュー社
〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町2番30号
電話 03(5228)2050 (代表)
FAX 03(5228)2059 (代表)
ホームページ <https://www.medicalview.co.jp>
E-mail heartview@medicalview.co.jp

©メジカルビュー社 2022 Printed in Japan

印刷：シナノ印刷株式会社

・本誌に掲載された著作物の複製権、翻訳・翻案権、二次的著作物利用権、上映権、データベースへの取り込みおよび公衆送信権(送信可能化権を含む)、譲渡権等は(株)メジカルビュー社が保有します。

・**JCOPY** (出版者著作権管理機構委託出版物)

本誌の無断複製は著作権法上の例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつと事前に出版者著作権管理機構(電話 03-5244-5088 FAX 03-5244-5089 e-mail: info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。

・本誌をコピー、スキャン、デジタルデータ化するなどの複製を無許諾で行う行為は、著作権法上の限られた例外(「私的使用のための複製」など)を除き禁じられています。大学、病院、企業などにおいて、研究活動、診察を含み業務上使用する目的で上記の行為を行うことは私的使用には該当せず違法です。また私的使用のためであっても、代行業者等の第三者に依頼して上記の行為を行うことは違法となります。